

北洋ビジネスダイレクト ハードトークン認証サービス利用にかかる追加規定

(2019年2月18日現在)

ハードトークン認証サービスの利用に際しては、北洋ビジネスダイレクトご利用規定に加え、後記第1条から第8条までの追加規定（以下「ハードトークン追加規定」といいます）を適用します。なお、特段の定めのない限り、北洋ビジネスダイレクトご利用規定（以下「ご利用規定」といいます）に定めている内容はハードトークン追加規定においても適用されるものとします。

第1条（ハードトークン認証サービス）

1. ハードトークン認証サービスとは、北洋ビジネスダイレクトの利用に際し、当行が北洋ビジネスダイレクトの契約者（以下「契約者」といいます）に交付するパスワード生成機（以下「ハードトークン」といいます）に表示された特定番号（以下「ハードトークンのワンタイムパスワード」といいます）を、契約法人 ID および暗証番号に加えて用いることにより、契約者本人の認証を行うサービスをいいます。
2. ハードトークン認証サービスの利用は、北洋ビジネスダイレクト契約者に限ります。また、利用の前に、ご利用規定第1条3項で指定した利用者が使用するハードトークンを登録する必要があります。
3. ハードトークンは失効後、再利用できません。
4. ハードトークンの所有権は当行に帰属するものとし、契約者にハードトークンを貸与するものとします。ハードトークンはハードトークン認証サービス以外の目的に使用することはできないほか、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

第2条（利用申込）

1. 本サービスをご利用の場合には、契約者はハードトークン追加規定が適用されることを承諾のうえ、当行所定の方法によりお申込するものとします。
2. 申込を受付後、当行は申込内容等を確認し申込を承諾した場合に、1 契約者に対しハードトークン認証サービスで使用するハードトークンを1個発行し、当行所定の方法により契約者に交付します。ただし、当行は契約者の状況を適宜総合的に判断のうえ、お申込みを承諾しないことがあります。
3. 契約者は当行所定の方法によりハードトークンの追加発行依頼を行うことができるものとします。依頼受付後、当行は未使用のハードトークンを所定個数追加発行し、当行所定の方法により契約者に交付します。ハードトークンの追加発行には、当行所定の手数料がかかります。ただし、当行は契約者の状況を適宜総合的に判断のうえ、お申込みを承諾しないことがあります。

第3条（本人確認手続き）

1. ハードトークン認証サービスの申込を受付後、契約者がハードトークンを登録するまでの当行所定の期間（以下「ハードトークン登録猶予期間」といいます）については、次のとおり本人確認を行うものとします。ただし、ハードトークン登録猶予期間経過後、当行は契約者がハードトークンを登録するまでの間、北洋ビジネスダイレクトの当行所定の取引を停止します。
 - (1) 契約法人 ID およびご利用規定第2条1項(2)により届出の利用者 ID および利用者パスワード（利用者のご利用規定第2条2項(2)により変更した場合は最新のパスワード）による認証、およびご利用規定第2条3項(1)の電子証明書方式とワンタイムパスワード認証サービスのどちらかまたは両方の認証を行います。
2. 契約者はハードトークン認証サービスの利用を開始するにあたり、最初に、当行より交付された未使用のハードトークンを、当行所定の方法により登録を行うものとします。
3. 当行は契約者が端末操作により登録したハードトークンのシリアル番号（以下「登録済シリアル番号」といいます）およびハードトークンのワンタイムパスワードの情報が、当行が保有する当該ハードトークンのシリアル番号およびハードトークンのワンタイムパスワードの情報と各々一致した場合に、当行は当該契約者からの正当な届出とみなし、当該ハードトークンの登録手続きを行います。
4. ハードトークン登録後の北洋ビジネスダイレクトの認証方法は次の方法により行うものとします。
 - (1) 契約法人 ID およびご利用規定第2条1項(2)により届出の利用者 ID および利用者パスワード（ご利用規定第2条2項(2)により変更した場合は最新のパスワード）による認証、およびご利用規定第2条3項(1)の電子証明書方式とワンタイムパスワード認証サービスのどちらかまたは両方の認証に加えて、当行所定の取引で前記2項で登録されたハードトークンのワンタイムパスワードによる認証を行います。

第4条 (ハードトークン・ワンタイムパスワード等の管理)

1. 前記第3条2項および3項により登録されたハードトークン(以下「登録済ハードトークン」といいます)は、他人に使用されたり、紛失・盗難等に遭わないよう契約者自身において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。
2. 契約者は、登録済ハードトークンを紛失したとき、登録済ハードトークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、次の措置を講じるものとします。
(1) 管理者は当行所定の端末操作により速やかに当該のハードトークンの変更、または利用停止などの必要な措置を講じるものとします。なお、利用者のハードトークンの変更が行われた場合、当行は当該利用者の変更前の登録済カードの失効措置を講じるものとします。
3. ハードトークンは、当行所定の有効期限経過後は利用できなくなります。契約者は有効期限到来前に当行所定の方法により新しいハードトークンの更新申込手続きを行ってください。なお、失効したハードトークンは、契約者が破棄するものとします。
4. 当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当行所定の回数以上連続して入力された場合、およびワンタイムパスワードの入力画面においてワンタイムパスワードを入力しないで、当行所定の回数以上繰り返し表示された場合には、当行は契約者に対するハードトークン認証サービスの利用を停止します。なお、北洋ビジネスダイレクトの利用を再開する場合は、契約者はご利用規定第2条2項(4)に基づき、必要な措置を講じるものとします。
5. 契約者は、当行所定の書面により届出た場合は、所定の期間中、ハードトークン認証サービスの利用を停止して、前記第3条1項に準じて本人確認を行うことができるものとします。なお、所定の期間経過後は、前記第3条4項により本人確認を行うものとします。
6. 契約者は未使用のハードトークンを使用する場合、最初に、前記第3条2項に基づき、ハードトークンの登録を行うものとします。

第5条 (免責事項等)

1. 申込書をはじめとするハードトークン認証サービスにかかる各種帳票に使用された印影を、当行が届出の印影と相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取扱いを行った場合は、それらの書類について偽造・変造・盗用・または不正使用、その他事故があっても、そのために生じた損害について当行はいっさい責任を負いません。
2. 前記第2条2項または前記第4条5項によるハードトークンの交付の際に、郵送の事故等当行の責めによらない事由により、第三者が当該ハードトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
3. ハードトークンおよびハードトークンのワンタイムパスワードは契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。また、当行の責めによらない事由により、契約者に損害が生じた場合については、当行はいっさいの責任を負いません。
4. ハードトークンおよびハードトークンのワンタイムパスワードについて、偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、契約者は前記第4条2項の措置を講じるものとします。なお、ハードトークンおよびハードトークンのワンタイムパスワードについて偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、契約者に損害が生じた場合については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。
5. 契約者の届出住所が不正確であるため、あるいは、契約者が届出住所の変更の届出を怠ったために、ハードトークンが当行に返戻された場合は、ハードトークン認証サービスは使用できないものとします。また、返戻されたハードトークンは、当行において所定の期間保管した後、当行において当行所定の処理を行うものとします。
6. 前記5項によるハードトークンの廃棄後、契約者はハードトークン認証サービスを利用する場合には、再度、前記第2条に基づくお申込みを行うものとします。

第6条 (ハードトークン認証サービスの解約等)

1. ハードトークン認証サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、本解約の効力はハードトークン認証サービスに関するものに限り生じるものとします。なお、契約者からの解約通知は当行所定の方法によるものとします。
2. 前項に基づき契約者の都合によりハードトークン認証サービスを解約した場合、ハードトークン認証サービスを利用しなかったために不正使用その他事故が発生しても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. ハードトークン認証サービス解約後、ハードトークンは未使用・使用中・失効済の状態にかかわらず、契約者自身において破棄するものとします。
4. 契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行がハードトークン認証サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、ハードトークン認証サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行はハードトークン認証サービスの利用停止を解除できます。
5. 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでもハードトークン認証サービスを解約することができます。この場合、契約者への通知の到着のいかににかかわらず、当行が解約の通知を連絡先にあてて発信した時にハードトークン認証サービスは解約されたものとします。

- (1) 住所変更の届出を怠る等により、当行において契約者の所在が不明となったとき
 - (2) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立て、または、今後制定される倒産手続開始の申し立てがあったとき
 - (3) 相続の開始があったとき
 - (4) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
6. 前記1項、4項および5項の解約、利用停止時点で当行が既に取引の依頼を受け付けている場合、当行は当該取引についてご利用規定および関係法令に従い手続を行うものとします。

第7条（規定等の準用）

本利用規定に定めのない事項については、ご利用規定により取り扱います。

第8条（規定の変更等）

1. 当行は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ハードトークン追加規定の各条項、ハードトークン認証サービスの内容またはその他の条件を、契約者に通知することなく何時でも変更できるものとし、変更内容は当行ホームページへの掲載等、当行所定の方法で契約者に通知します。
2. 前記1項の変更日以降、契約者は変更後の内容に従いハードトークン認証サービスを利用するものとします。なお、この変更により、万一、契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行はいつい責任を負いません。

以上